

防府市ふるさと寄附金返礼品募集要領

平成28年3月4日制定

(目的)

第1条 この要領は、ふるさと寄附金事業により『ふるさと防府』の魅力の発信、地元特産品のPRや販路拡大、並びに観光客の誘致等を行うため、本市にふるさと寄附をされた方に対して贈呈するお礼品（以下、「返礼品」という。）を提供する事業者を募集することを目的とする。

(募集要件)

第2条 返礼品の提供に協力する事業者（以下、「協力企業」という。）及び返礼品は、次の要件に全て適合すること。

(1) 協力企業

ア 法人や個人事業者で市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、市内で生産、製造、加工、又はサービスの提供（販売・体験を含む）を行っていること。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

イ 市税等の滞納がないこと。

ウ 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等ではないこと。

エ 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。

オ インターネットに接続できる環境があり、市が委託する事業者とメール等のやりとりが可能であること。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

カ 市が委託する業者に返礼品の画像データ（できるだけ高画質なもの）を複数提供できること。

(2) 返礼品

ア 総務省告示第179号（平成31年4月1日）第5条第1項の各号いずれかに掲げる基準に適合するもの。

なお、総務省からの通知等により取り扱いが変更されたときは、返礼品として選定された場合であっても、これを取り消すことができるものとする。

イ 本市の魅力を感じてもらえるもので、本市のPRや地場産業の振興につながる要素をもつ物品やサービスであること。なお、単品や単体での提供、詰め合わせやセットでの提供等のいずれも可とする。

ウ 品質及び数量の面で安定供給が見込め、発注後、速やかに配送できるものであること。ただし、季節商材等、期間限定・数量限定により供給可能なもので市が承認したものは取り扱いを可とする。

エ 寄附者の需要が見込めるものであること（1年以上一定数の注文がない返礼

品は、原則として登録を取り消す。)

オ 1 協力企業あたりの申込みは原則 5 品目（詰め合わせやセットも 1 品目とみなす）までとする。

カ 食品については、委託事業者及び配送業者と調整の上、寄附者に商品到着後、少なくとも 5 日間の賞味（消費）期限が保証されるものであること。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

キ 市が委託する業者指定の宅配業者による配送が可能な商品であること

（価格）

第 3 条 返礼品の金額及び寄附金額は以下のとおりとする。

- （1）返礼品の金額（税込）の下限は 1, 500 円とする。（寄附金額 5, 000 円）
- （2）寄附金額は返礼品の仕入れ価格（税込）に 3 分の 10 を掛けた額とし、千円未満を切上げとする。

（申込方法）

第 4 条 協力企業は、「防府市ふるさと寄附金返礼品協力企業申込書」（様式第 1 号）、「誓約書」（様式第 2 号）、並びに商品資料等を市へ提出するものとする。

また、市の委託する業者へ別途指定する方法で申請するものとする。

（協力企業の決定及び返礼品の選定）

第 5 条 市は、協力企業の決定及び返礼品の選定に当たり、防府商工会議所等の外部機関の意見を聞くこととし、当該意見、本募集要領、商品の内容、並びにこれまでの寄附実績等を総合的に判断し、防府市ふるさと寄附金返礼品協力企業承認（不承認）通知書（様式第 3 号）により、当該協力企業に通知するものとする。

（協力企業の承認期間）

第 6 条 協力企業の承認期間は、1 年以内とする。

（個人情報の保護）

第 7 条 協力企業は、個人情報の取扱いについて、防府市個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、市が提供した寄附者の個人情報を返礼品の送付以外の目的に使用できないものとする。

（留意事項）

第 8 条 留意事項は、次に掲げる当該各号のとおりとする。

- （1）協力企業は、市から承認された後、委託事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わすものとする。
- （2）協力企業は、申込みをした商品の変更、販売中止、返礼品の品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合には速やかに市へ報告するものとする。
- （3）協力企業は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真

摯に対応し解決に努めるものとする。また、市は、品質等の保証やクレーム対応等に係る責任を一切負わない。

(4) 市は、申込内容に虚偽があった場合、市に損害を及ぼす行為があった場合、または第2条に定める要件に適合しなくなった場合、返礼品の登録を取り消すものとする。

附 則

この要領は、平成28年3月4日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成29年3月9日から施行する。

附 則

(施行日)

改正後の要領は、平成29年10月16日から施行する。

(経過措置)

なお、改正前に承認した協力企業及びお礼品については、改正後も引き続き承認するものとする。また、平成30年3月31日までの承認期間については、平成31年3月31日まで延長するものとする。

附 則

(施行日)

改正後の要領は、令和2年3月17日から施行する。

(経過措置)

なお、改正前に承認した協力企業及び返礼品については、改正後も引き続き承認するものとする。

附 則

(施行日)

改正後の要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

なお、改正前に承認した協力企業及び返礼品については、改正後も引き続き承認するものとする。

様式第1号（第4条関係）

防府市ふるさと寄附金返礼品協力企業申込書

年 月 日

（宛先） 防府市長

（申請者）

〒

所在地

名 称

代表者肩
書・氏名

防府市ふるさと寄附金返礼品募集要領第4条に基づき、別紙返礼品を提供したいので申し込めます。

担当者

電話

FAX

e-mail

別紙（第4条関係）

返 礼 品 名	
内 容	
価 格 (税 込)	
特 記 事 項	

返 礼 品 名	
内 容	
価 格 (税 込)	
特 記 事 項	

返 礼 品 名	
内 容	
価 格 (税 込)	
特 記 事 項	

<添付資料>

- ・パンフレット等

様式第2号（第4条関係）

誓約書

防府市ふるさと寄附金返礼品提供の申込みをするにあたり、次の事項について誓約します。

申請及び審査について

- 1 防府市ふるさと寄附金返礼品提供申込書の記載内容に相違ありません。
- 2 市税等に滞納がなく、在住状況及び納税状況について、市職員が確認することについて了承します。
- 3 防府市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び第2号に規定する暴力団員に該当しません。
- 4 募集要件に適合しないと判断された場合に、防府市ふるさと寄附金返礼品の対象から除外されても、何ら異議を申し立てません。

承認を受けた場合について

- 1 事業の実施において、防府市ふるさと寄附金返礼品募集要領及び市長の指示に従います。
- 2 承認を受けた返礼品の生産、製造及び適正な品質管理体制を整備するとともに、寄附者に対して安全と信頼の確保に努めます。
- 3 承認を受けた返礼品の品質、流通及び販売等において事故等の問題が生じたときは、当方が一切の責任を負います。

年 月 日

防府市長 様

住 所 〒

事業者名

代表者名

（代表者の情報）
住 所